



こども家庭センターの設置について

1 背景

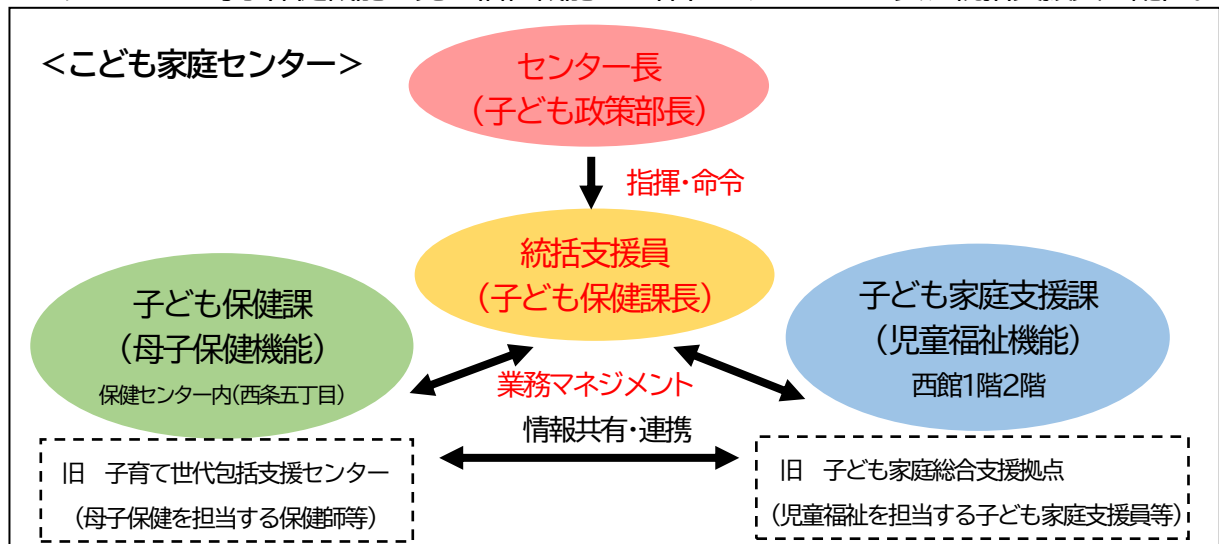
平成 28 年の児童福祉法改正により（第 10 条の 2）、市町村に対し、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されました。

本市では、平成 29 年に健康づくり課に「子育て世代包括支援センター」を設置し、令和 2 年に子ども家庭支援課に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。

そのような中、令和 4 年 6 月に児童福祉法等の一部を改正する法律を受けて、組織の見直しを図り、「こども家庭センター」を設置することで、これまで以上に母子保健と児童福祉の連携を強化し、18 歳までのすべての子どもとその世帯、全ての妊産婦等の健やかな成長のために継続的かつ途切れのない支援を実施していきます。

2 実施体制

母子保健分野（健康づくり課母子保健G）を子ども政策部に移管し、指揮命令を統一することで母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、センター長、統括支援員を配置。



(1) センター長

役割 こども家庭センターの一体的な管理を行うための適切な措置命令を行う。

(2) 統括支援員

役割 俯瞰して判断し、業務マネジメントを行う。

3 業務概要

妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援

(1) 地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務

(2) 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務 等

・ 合同ケース会議の開催・サポートプランの策定、それに基づく支援 等

新たな業務

4 設置日 令和 6 年 4 月 1 日

5 周知方法 市ウェブサイト、広報すずか 4 / 5 号に掲載。

【担当】健康福祉部	健康づくり課	担当：中川・中井（直通 059-382-2252）
子ども政策部	子ども家庭支援課	担当：白木・小久保（直通 059-382-9030）